

東村山市コミュニティバス ガイドライン(素案)

① 事前準備

1. 運行状況の把握・評価【改善】

検討前に、公表されているコミュニティバス関係の情報を把握することと、地域の交通ニーズを把握することが重要です。

<運行改善の判断>

- 運行改善の検討に必要な情報は？
- 改善・導入の判断基準は？

<軽微な変更の場合の措置>

- ガイドラインに沿って進めるべき？
(現状の運行経路上でのバス停の移設、運行本数の変更がないダイヤ調整など)

2. 地域組織設立の準備【改善・新規】

- 地域ニーズ等の把握方法は？
(近隣の自治会での聞き取り、市へ寄せられた要望・意見の集約)

<検討地域の要件>

- 交通不便地域である
- 一般路線バス網の補完となる(競合しない路線)
- 市民生活に密着した施設(駅・病院・商業施設・金融機関・公共施設等)へのアクセスが容易になる
- 【改善】近隣に既存のコミュニティバス路線が運行している
- ほかの要件は？

交通事業者

◇市から報告された地域ニーズ等の確認

市(行政)

■地域ニーズ等を事業者へ情報提供

3. 地域組織の設立【改善・新規】

「地域組織」の設立は、市への「登録書」の提出をもって、正式な設立とします。

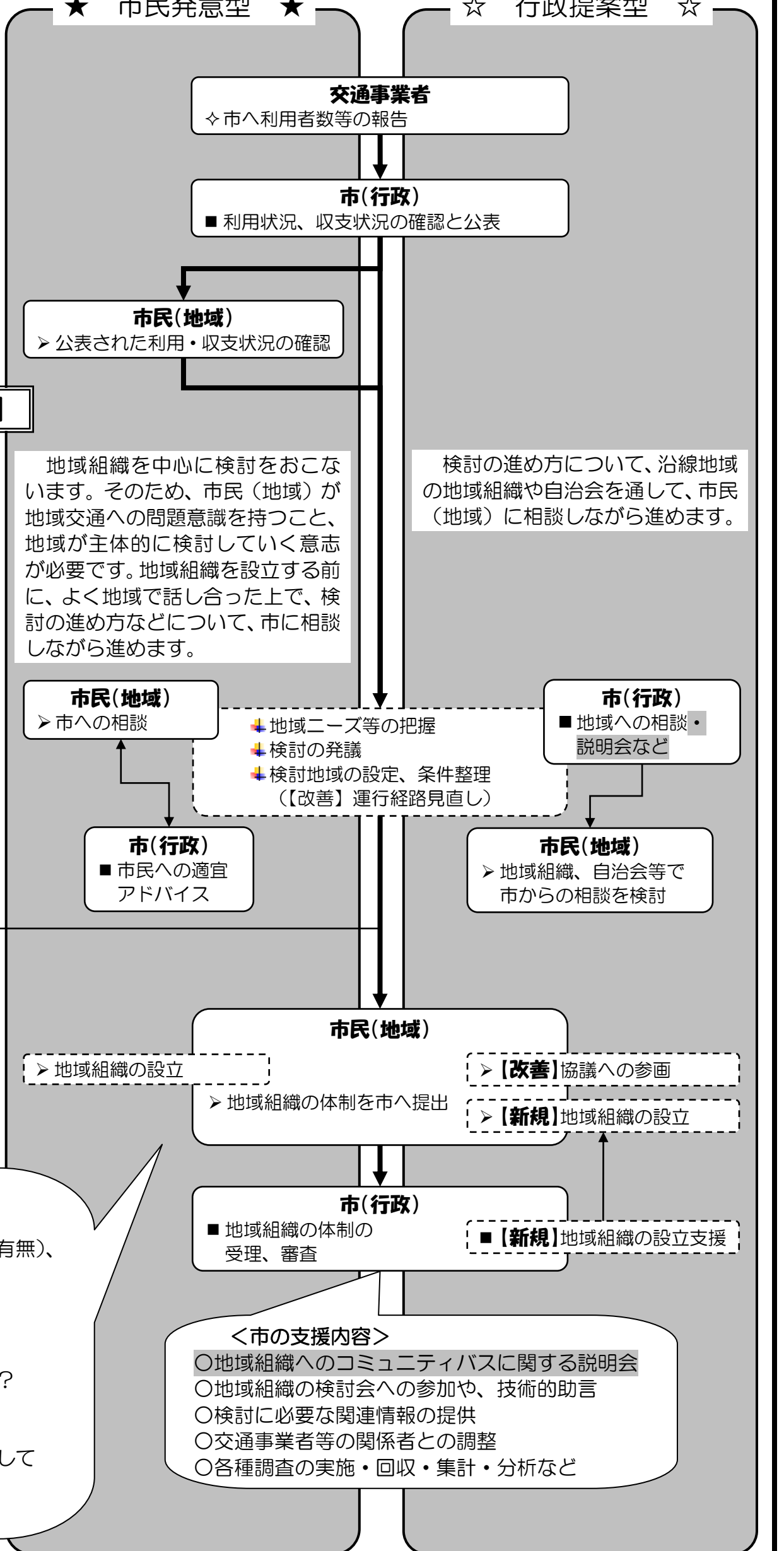
なお、行政提案型の場合は、協議への参画を了承した自治会が「地域組織」と同じ役割を担います。

<地域組織の要件>

- 構成員の最低人数は？(代表者1名)
- 構成員は？…地域の住民(自治会への加入の有無)、地域内で営業する企業や商店等の関係者等
- 代表者(活動の連絡窓口)は、自治会長などの組織の長が担当するべき？
- 検討内容がぶれないために、目標は必要？
- 構成地域は、自治会単位、町丁単位に限らない？
- コミュニティバスの運行を協働して進めていく意志がある
- 周辺の自治会等との連携が取れ、地域の代表として活動できる組織である
- 地域組織の連絡体制を構築

★ 市民発意型 ★

☆ 行政提案型 ☆



※地域組織は、コミュニティバスを協働で運行していくための地域の窓口ですので、<地域組織の要件>は、地域の実情に応じて取り組める大枠を示すことが大切です。
(例) 構成員は、定期的に活動できるメンバー5~7人、代表者などの役割分担、自治会等に関係なく近隣地域での組織など。

東村山市コミュニティバス ガイドライン(素案)

② 改善計画・運行計画の作成 (提案)

1. 運行改善案・運行経路案の検討【改善・新規】

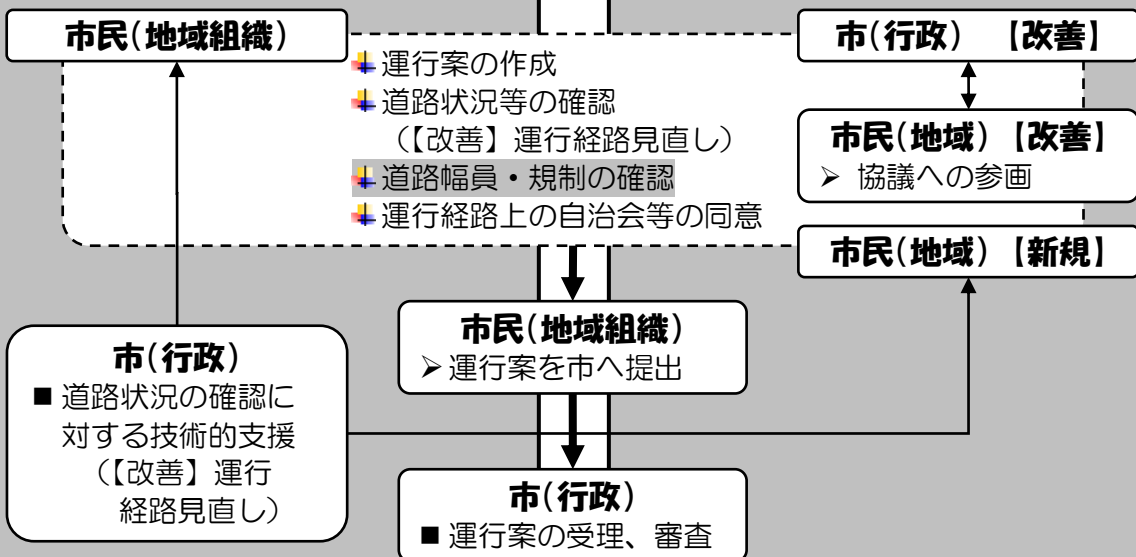
運行経路の区間すべての自治会等からの同意を得ながら、運行案を作成します。運行案は、同意が得られるまで修正します。

<運行経路の考え方>

- 運行地域・経路の条件は?…最寄り駅・病院・商業施設・公共施設等
- 運行内容 (定時運行を確保するため 1便30分前後)
- 既存バス路線との競合を回避…競合ケースは?
- 転回場所 (起終点で車両が転回できる、運転手が使用できるトイレ)

★ 市民発意型 ★

☆ 行政提案型 ☆



2. 改善計画素案・運行計画素案の作成【改善・新規】

運行案の審査終了後、<運行基準>を検討して、詳細な計画素案を作成します。

<運行基準>

- 運行間隔 (▲▲時間▲▲便)
- 時間帯 (午前▲▲時台~午後▲▲時台)
- 運賃 (100円、一般路線バスと同じ運賃体系、割引制度)
- バス停間隔 (原則200m、道路状況・土地利用状況・近隣住民の意向等を考慮)
- 運行形態 (定時定路線)
- 車両 (現行車両、小型バス、バリアフリー化されたバス)

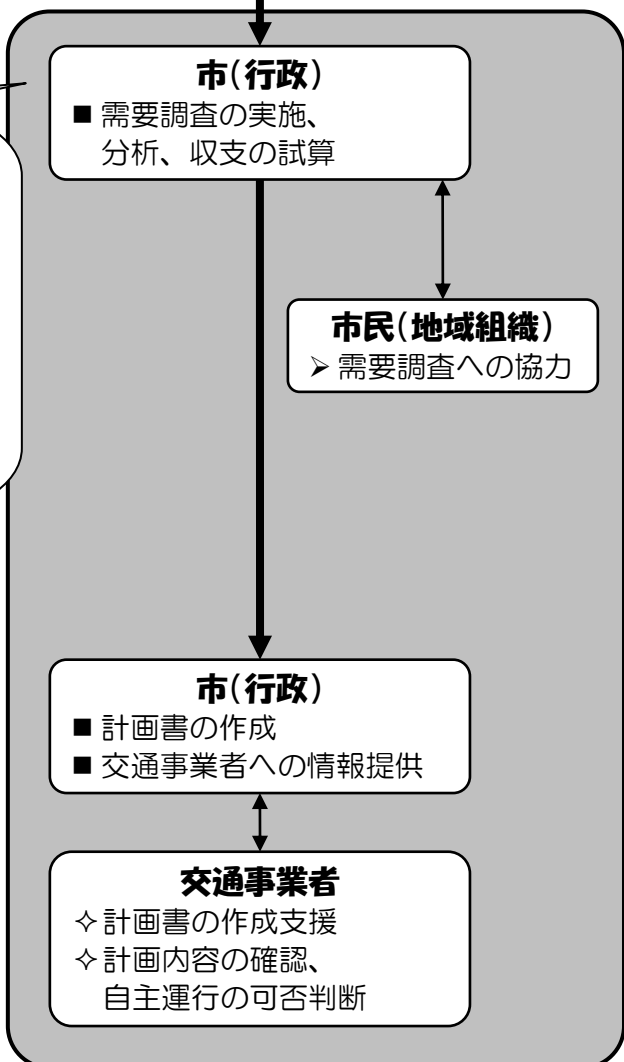


3. 需要調査の実施、分析、事業採算性の検討【改善・新規】

運賃収入を試算するため、需要調査を実施します。需要調査は、計画素案の沿線地域の住民へのアンケート調査と地域組織への聞き取り調査です。需要調査は、市の予算の範囲内で、より必要性が高いと考えられる地域から順次、実施します。調査結果の分析は市がおこない、結果を地域組織に公表します。計画素案を基に運行経費を試算し、<実証運行の実施要件>を満たしているかを確認します。

<実証運行の実施要件>

- アンケートの最低回収率・回答数は? (地域の関心の高さ、調査結果の精度)
- 1路線あたりの最大収支差額はいくらまで?
- 試算収支率が(前年度の)実績収支率以上?
収支率=運賃収入÷運行経費(初期導入費を含まない経常経費)



4. 改善計画書・運行計画書の作成【改善・新規】

計画素案を基に、市が計画書を作成します。関係機関と協議をおこない、警視庁立会いの下、交通事業者が実車を用いて最終確認し、運行経路を決定します。確認の結果、安全性の確保が必要な箇所については、交通安全対策を実施します。

<関係機関との調整>

- 道路幅員・道路形状・交通規制 (運行に関する了解、改良に対する見通し)
- バス停の新設・廃止 (沿線住民の理解が得られている)
- 既存の公共交通事業者との調整等 (既存の公共交通と重複する場合)

5. 地域公共交通会議での協議 (実証運行実施の可否)

市が作成した計画書を地域公共交通会議に諮ります。地域公共交通会議では、関係者間の協議により計画を精査し、1年間の実証運行の実施の可否を判断します。ただし、交通事業者による自主運行となった場合は、報告事項となります。

東村山市コミュニティバス ガイドライン(素案)

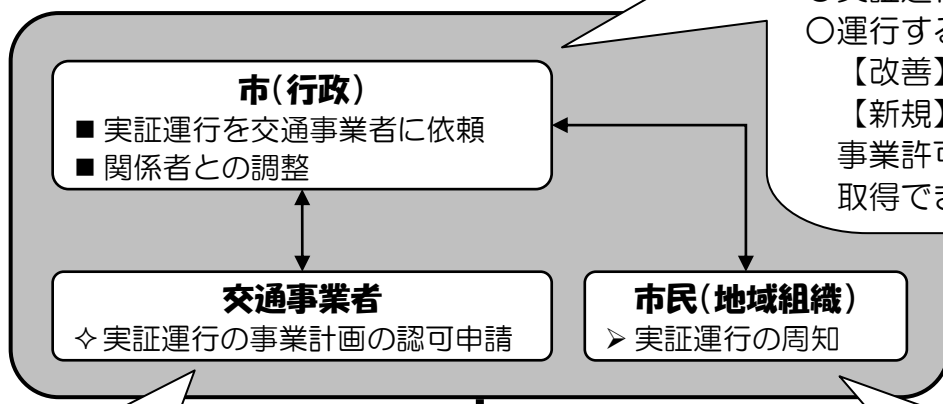
③ 実証運行（改善運行への移行・終了）（本格運行への移行・継続・終了）

1. 実証運行の準備【改善・新規】

地域公共交通会議において実証運行を実施する判断となったら、「計画書」に沿って実証運行の準備を進めていきます。

交通事業者による国土交通省への事業許可申請と並行して、バス停の製作・設置などの準備を協働でおこないます。そのため、利用者にわかりやすいインターフェースを心がけた案を出し合い、検討します。

運行に必要な車両を新規調達する場合は、最低3～4ヶ月程度かかります。



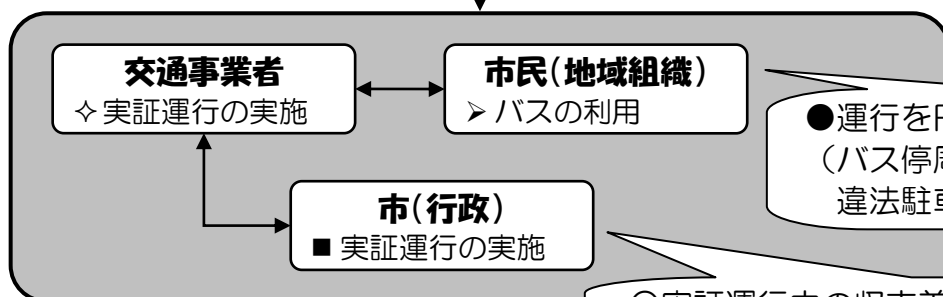
- バス停の地先居住者や、駅前広場への進入等の調整
- 実証運行に必要な予算を確保
- 運行する交通事業者の条件は、【改善】運行している交通事業者、【新規】一般乗合旅客自動車運送事業許可（道路運送法第4条）を取得できる交通事業者

○申請から許可までの標準処理期間は、約2ヶ月程度

●地域に周知を図る方法は？（チラシ・パンフレット等の配布、ポスターの掲示など）

2. 実証運行の実施【改善・新規】

1年間の実証運行が開始されたら、地域組織が主体となって、様々な利用促進を検討し、交通事業者や市と協働で実施します。また、地域組織を通じて、バスの運行を円滑におこなうために必要な活動をします。

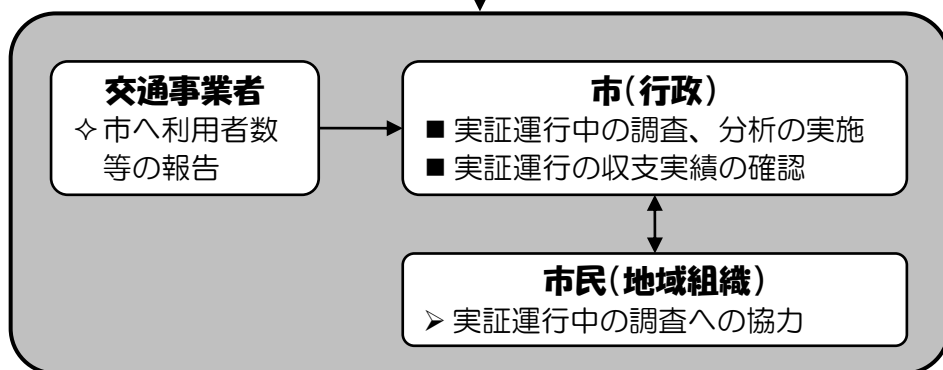


●運行を円滑にするための活動は？（バス停周辺の清掃、運行経路上の違法駐車への注意活動など）

○実証運行中の収支差額（運行経費から運賃収入を差し引いた額）を補助金として事業者へ支出

3. 実証運行中の調査・分析【改善・新規】

実証運行開始後に、地域組織や運行経路沿線の自治会等の協力を得て、利用実態調査を実施し、「コミュニティバスの利用者層や利用目的が運行目的に合致しているか」、「コミュニティバスの運行により沿線住民の交通不便な状況が解消されたか」などを検証します。



4. 地域公共交通会議での協議（改善運行・本格運行実施の可否）

市は、実証運行開始から半年間の利用状況と収支状況、調査結果を公表し、運行実績を確認し、地域公共交通会議に報告します。地域公共交通会議では、実証運行結果を精査して、改善運行・本格運行への実施、実証運行の終了などを判断します。

＜移行条件＞を満たさない場合は、実証運行終了時点で【改善】は実証運行前の運行への切り替え、【新規】は終了となります。ただし、運行実績が＜移行条件＞を満たしていないものの、期間延長等の特例措置をおこなう場合や、利用実態調査の結果などに対応する必要がある場合は、市民（地域組織）、市（行政）、交通事業者、所轄警察などの関係者と協議し、運行内容（運行経路、運行時間帯等）の見直し案を作成します。地域公共交通会議で見直し案による改善運行・本格運行の実施の可否を判断します。

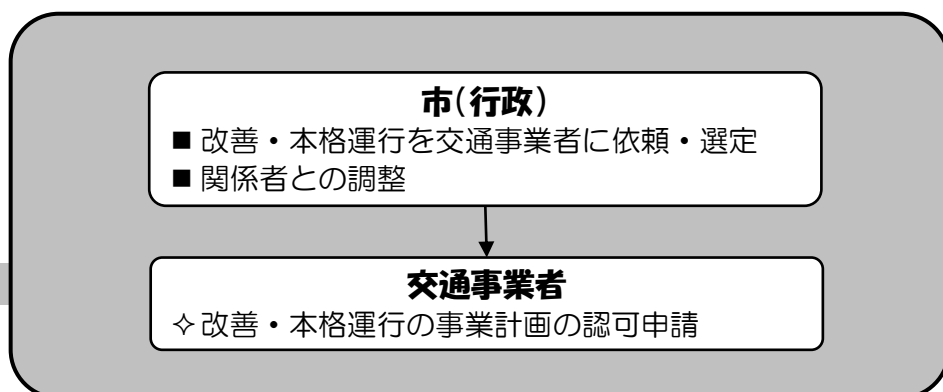
＜改善運行・本格運行への移行要件＞

- 1便あたりの最低輸送人員？
- 収支率の前年度比較？
- 1路線あたりの最大収支差額？

5. 改善運行・本格運行の準備【改善・新規】

地域公共交通会議において改善運行・本格運行へ移行する判断となったら、改善運行・本格運行への準備を進めていきます。

実証運行を経て、地域組織でバス停などのインターフェースに改善が必要な場合は、実証運行時の準備と同様に、協働で準備します。



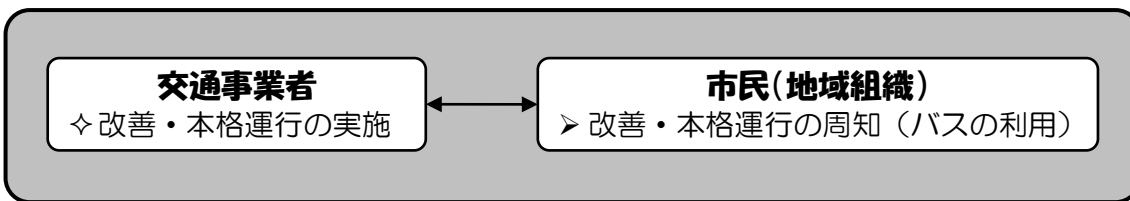
東村山市コミュニティバス ガイドライン(素案)

④ 改善運行（継続・取消）・本格運行（継続・改善・廃止）

1. 改善運行・本格運行の実施【改善・新規】

地域公共交通会議において改善運行・本格運行を実施する判断となったら、改善運行・本格運行を実施します。

実証運行に引き続き、バスの運行を円滑におこなうために必要な活動や、利用促進を実施します。



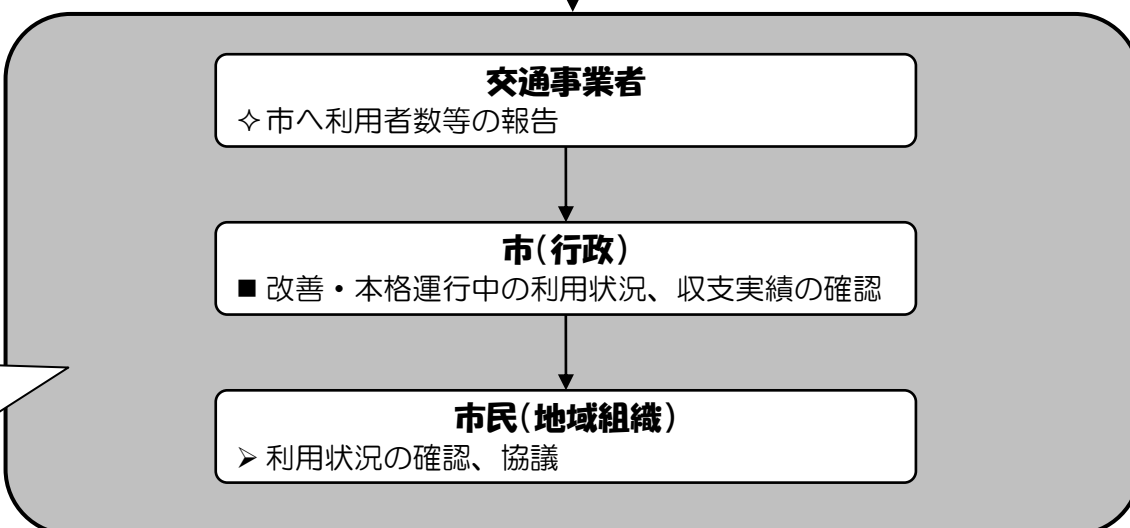
2. 運行継続に向けたサポート（調査・分析）【改善・新規】

コミュニティバスの運行を継続するためには、定期的に利用促進に取り組むことが必要です。

- 利用状況や収支状況が悪化している場合は、アンケートなどの調査をする

<継続的取り組み>

- 地域組織の主体性が維持されている
- 地域組織の継続
- 利用促進の活動などを行っている



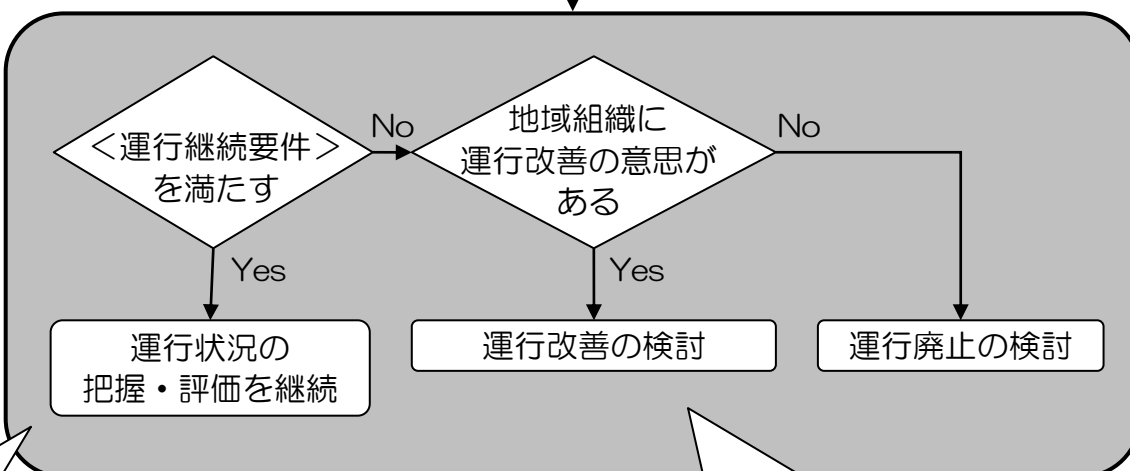
3. 地域公共交通会議での協議（運行継続の判断）

1年ごとに、利用状況や収支状況、アンケートなどの調査結果を地域公共交通会議に報告します。会議で運行実績の検証をおこない、運行継続の可否を判断します。

2年間続けて<運行継続条件>を満たさない場合は、廃止の検討もおこないます。また、計画の事業性を評価し、交通事業者による自主運行の可能性を検討します。

<運行継続要件>

- 1便あたりの最低輸送人員？
- 収支率の前年度比較？
- 1路線あたりの最大収支差額？
- 地域組織による実績・効果のPR

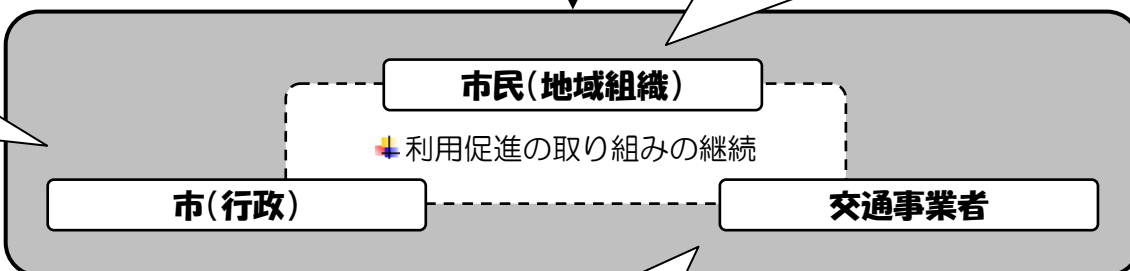


○バスを取り巻く社会情勢が変わった場合には、<運行継続要件>を見直す

4. 改善運行・本格運行後の利用促進【改善・新規】

改善運行・本格運行後も、コミュニティバスが市民にとって「自分たちのバス」として継続的に運行できるよう、地域で取り組める内容を検討し、計画・実行・評価・改善ができる仕組み（PDCAサイクル）を構築し、利用促進に取り組めます。

- 利用促進例は？
(市民・企業などを対象とした啓発活動、バス走行環境の改善)



- 利用促進例は？
(沿線地域へのチラシ等の配布、沿線主要施設へのポスター掲載、町内・家族への利用の呼び掛け、地元企業への協力の呼び掛け)

- 利用促進例は？
(バス走行環境の改善箇所を市への要望)